

公契連モデルの最低制限価格を設定する対象案件の拡大について

現在、伊勢市の建設工事等における最低制限価格の算出方法は、変動型によるものの他、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（公契連）モデルによるものを試行的に一部導入していますが、公契連モデルの対象となる案件について、次のように「**土木一式工事の発注基準格付BC**」及び「**建築一式工事の発注基準格付A又はAB**」のものを加えることとします。

なお、詳細な運用方法については、令和8年6月3日付「最低制限価格（公契連モデル）の運用について」をご確認ください。

1 変更内容（黄色マーカー箇所が変更のあった箇所です。）

| | 現 行 | 変更後 |
|----------|--|---|
| 対象 案件 | ・土木一式工事 予定価格が事後公表の案件のうち、発注基準が格付A又はABのもの（JV案件を除く） | ・土木一式工事 予定価格が事後公表の案件のうち、発注基準が格付A、AB 又はBC のもの（JV案件を除く） ・建築一式工事 予定価格が事後公表の案件のうち、発注基準が格付A又はABのもの（JV案件を除く） |
| | ・測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務及び土木関係の建設コンサルタント業務 原則、予定価格が事後公表の案件 | ・測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務及び土木関係の建設コンサルタント業務 原則、予定価格が事後公表の案件 |

※対象となった案件については、入札公告の最低制限価格欄に「最低制限価格を定める。（公契連モデル試行案件とする。）」と表記します。

※算定方法については、令和8年6月3日付「最低制限価格（公契連モデル）の運用について」を参照ください。なお、建築一式工事以外の業種の最低制限価格（公契連モデル）の算定方法については、変更ありません。

2 適用時期

令和8年7月1日以降に入札公告を行う案件から適用